

第8期筑西市障害者福祉計画策定支援業務委託 仕様書

- 1 業務名 : 第8期筑西市障害者福祉計画策定支援業務
- 2 実施場所 : 筑西市内全域
- 3 委託期間 : 契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。
- 4 業務内容 : 令和9年度から令和11年度までを計画期間とする、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」また、改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」策定のための支援業務を行う。
なお、計画の策定に当たっては、障害者総合支援法等の関連法令、国の通知・指針等を踏まえた上で、本市の上位計画である「筑西市総合計画」などとの整合を図るものとする。業務の細目については、下記に定めるものとする。

(1) 現状把握

本市の関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と検証・問題点の見直しを行う。

- ①統計的把握
- ②国・県等の指針等の把握、上位計画及び関連計画の動向把握
- ③第7期計画の検証及び課題の抽出
- ④各障害福祉サービス種別における利用実績と計画給付見込量の達成度とその評価・分析
- ⑤関係各課及び関係機関等の現況把握(シートなどによる把握及びとりまとめ)
- ⑥福祉サービス関連施策の進捗状況や実態把握及び課題の抽出

(2) 障害福祉サービスニーズ調査、実態調査関連の分析作業

本市で実施した調査における、調査票の回収済み分をデータ化し、集計・分析を行い、調査結果報告としてとりまとめるまでの作業一式を行う。

- ①住民登録している障害者手帳所持者から無作為に1,000人を抽出し、アンケートを実施する。
- ②単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行う。
- ③第7期までの調査結果報告書の内容を踏まえた上での課題の抽出
- ④その他、アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮することとする。

(3) 障害福祉サービス事業量推計及び数値目標指標設定等

サービスごとに給付費の実績や調査結果等を勘案し、現状把握と評価を行い、目標年度における各年度のサービス料を推計するとともに、その確保策を検討する。障害福祉サービス利用者数の推移の実績を踏まえ、サービス料の推計を行う。

将来推計は、同時期に策定される関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図る。

- ①将来人口推計
- ②各障害福祉サービス利用者の推計及び分析
- ③障害福祉事業量の推計及び分析・障害福祉事業量見込み量の確保のための方策の検討
- ④各事業の進捗管理のための指標及び数値目標の設定

(4) 計画骨子案の作成

各調査分析及び検討結果をふまえ、基本理念、施策の体系、重点施策等を明確にするとともに、会議等での議論や関係機関との協議・調整を図った上で、計画の骨子案、素案のとりまとめを行う。

- ①計画フレーム作成
- ②基本的方向性の検討
- ③骨子案の作成
- ④計画書素案の作成
- ⑤パブリックコメントの実施支援

(5) 会議等運営支援

- ①自立支援協議会(全4回を想定。ただし会議の回数は進捗状況により増加することもある。)
 - ・会議への出席、運営支援 ※本計画受託者の担当研究員が出席すること。
 - ・会議資料原稿データ作成
 - ・議事録の作成(要約)
- ②担当事務局との打ち合わせ(適宜実施)

計画の策定、進行に係る打ち合わせを適宜行う。
- ③打ち合わせは原則、担当研究員の来庁により行うものとするが、緊急に調整を要する場合等においては、電話や電子メール、web 会議による打ち合わせも可とする。
- ④軽微な事項を除き、確認事項については記録を作成すること。

(6) 計画書及び概要版の編集・校正・修正作業等

計画書及び概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。

(7) 成果品

- ①第8期筑西市障害者福祉計画書の作成及び印刷・製本
 - ・A4判(全 90 ページ程度)、表紙・本文1色刷り、データー式
- ②概要版の作成及び印刷・製本
 - ・A4版(8ページ程度)、カラー編集、データー式
- ③計画書等関連の原稿及びホームページ掲載用PDF版データー式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納入する。(なお、原稿に使用するソフトは、事前に事務局と協議するものとする。ニーズ調査結果報告書については、グラフ作成、レイアウト編集、自由回答とりまとめなどを含める。)

(8) その他

- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて行う。
- ・計画等の成果品は筑西市に帰属し、筑西市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・受託者は、個人情報保護に関する法律や筑西市個人情報保護に関する法律施行条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、筑西市と受託者間で協議の上、定めるものとする。